

豊岡市出石B&G海洋センター

(1) 体育館

| 区分 | | 利用料金 | | | | |
|----|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| | | 午前9時から 午後零時まで | 午後1時から 午後3時まで | 午後3時から 午後5時まで | 午後6時から 午後8時まで | 午後8時から 午後10時まで |
| 団体 | | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 1,600円 | 1,600円 |
| 個人 | 一般及び高 校生 | 200円 | 200円 | 200円 | 200円 | 200円 |
| | 中学生以下 | 100円 | 100円 | 100円 | 100円 | 100円 |

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の利用料金は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下この表において同じ。）の10倍に相当する額とする。
- 2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の利用料金は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。
- 3 体育館の半面を使用する場合の利用料金は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の5割に相当する額とする。
- 4 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前3号に該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの利用料金に当該超過時間に乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。
- 5 利用料金の計算において、算出した利用料金の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 「団体」とは、市長が認めた団体又は20人以上の団体とする。

(2) プール

| 区分 | | 利用料金 | |
|------|-------|--------|--------|
| 一般利用 | 大人1回 | 個人 | 600円 |
| | | 団体 | 500円 |
| | 高齢者1回 | 個人 | 500円 |
| | | 団体 | 400円 |
| | 子ども1回 | 個人 | 300円 |
| | | 団体 | 250円 |
| | 回数券 | 大人12回 | 5,200円 |
| | | 高齢者12回 | 4,200円 |
| | | 子ども12回 | 2,600円 |

| | | | |
|----------|----------------|----------|--------|
| 水泳教室 | 入会金 | | 1,100円 |
| | 年会費 | | 1,100円 |
| | 週1回コース (月額) | 大人及び親子 | 4,200円 |
| | | 子ども及び高齢者 | 3,700円 |
| | 週2回コース (月額) | 大人及び親子 | 6,300円 |
| | | 子ども及び高齢者 | 5,200円 |
| | 週3回コース (月額) | 大人及び親子 | 7,300円 |
| 子ども及び高齢者 | | 6,300円 | |

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の利用料金は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。
- 2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。
- 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保持している者の利用料金は、この表に規定するそれぞれの額の5割に相当する額とする。
- 4 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前3号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの利用料金の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。
- 5 利用料金の計算において、算出した利用料金の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 「子ども」とは中学生以下の者を、高齢者とは65歳以上の者をいう。
- 7 「親子」とは、乳幼児1人と保護者1人で使用する者をいう。
- 8 「団体」とは、市長が認めた団体又は20人以上の団体とする。
- 9 「1回」とは、2時間以内の使用をいう。
- 10 回数券の有効期間は、発行の日から1年とする。